

## 令和2年度 村上地区区長会要望事項について（回答）

### 1. 側溝清掃等の環境改善の補助金制度創設について

本件につきましては、昨年度も関連の要望を行っており、「実施に向けては多くの課題や調整事項」があり、「それらを整理しながら制度化の可否について判断」するとの回答をいただいたところです。その後、建設担当部局において、市内各地区での状況把握や先進他市の制度研究を行った上で、本市における制度のあり方について検討を進めているとご教示いただいたところです。

ただ、各町内では高齢化が一層進行しており、これまで以上に町内での共同作業が困難になってきています。清掃が困難な場合には業者委託により対応していますが、区費に占める清掃費負担が大きくなっています。

環境改善の補助金制度創設について、今一度要望申し上げるとともに、検討の進捗状況や検討されている制度の概要など、より具体的なご回答をいただけるようご配慮をお願いいたします。

#### 【回答】

ご要望のありました側溝清掃に対する補助金の創設についてですが、まずは市の側溝清掃への対応として、清掃時の負担軽減を図るため、一部ではありますが、側溝蓋の交換時に軽量化した蓋の使用をしております。

また、補助金制度の検討についてですが、令和元年度から令和2年度にかけて、補助対象となる経費の内容や補助率、上限額などについて先進事例の確認を行ってきたところであり、今後は、現在市でおこなっている蓋上げ機の貸し出しや側溝清掃で排出された堆積物等の運搬処理などの支援内容と照らし合わせながら、各町内の将来的な面も含めた実態の取りまとめを行い、補助金制度の創設の可否について検討していきます。

（問い合わせ先：環境課）

### 2. 空き家とその土地周辺対策について

市内には長期間、所有者不在の空き家、空き地があり、管理が行き届かず雑草が生い茂って荒れ放題となっている場所が見られます。観光地を標榜する村上市にとって見苦しく、また近隣住民にとっても、ゴミの不法投棄や害虫の発生元になる等、大きな問題となっています。

町内会として対応しようとしても、個人情報保護という点から十分な情報を提供してもらえない事も多くあり苦慮しています。

本件については、昨年度も同様の要望に対してご回答をいただいておりますが、現代的な課題であり今後も同様の課題を抱える町内等が増加すると想定されることから、一般論にとどまらず、地区の現状に即した市としての対応策など、より具体的な回答をお願いし、今一度要望するものです。

#### 【回答】

空き家等については「空家等対策の推進に関する特別措置法」、「村上市空き家等の適正管理に関する条例」及び「村上市空き家等対策計画」に基づき、所有者等に空き家や空き地の適正な維持管

理に努めていただくよう助言・指導を行なっております。

管理不全となっている空き家・空き地については、いただいた情報等に基づき、現地の状況を確認したうえで、写真を添付した文書により所有者等に対応をお願いしております。

また、空き家・空き地の利活用や処分につながるよう、所有者等との相談内容に応じて、空き家等の売却、賃貸及び解体などについては、空き家の所在地域に精通している宅建協会や建設業協会に相談したり、敷地内の除草や清掃などはシルバー人材センターなどを紹介しております。

空き家や空き地の所有者等に関する個人情報について町内会にお示しすることは出来ませんが、所有者等と町内会との間でトラブルに発展することを避ける意味からも市の担当課から所有者等に連絡をとり、適正な管理について助言・指導をさせていただきます。

引き続き町内会と連携を図りながら空き家・空き地が適正に管理されるよう啓発や助言・指導を行ってまいります。

(問い合わせ先：市民課)